

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続(パブリックコメント)に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案件名：鹿屋市環境基本条例（案）
- 2 意見の募集期間：平成19年10月1日～10月31日（31日間）
- 3 意見提出者： 2人
- 4 意見数： 3件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	件
B：既に盛り込み済みのもの	件
C：今後の参考となるもの	1件
D：反映できないもの	1件
E：その他感想や質問など	1件
計	3件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	前文の中に、「近年市街地を流れる肝属川は九州で一番汚れていると言われほどになっており、緊急に市民一丸となって環境保全に取り組まなければならない」というような強い危機感を盛り込むべき	C	前文は条例の制定の理由や目的、原則を述べた文章であり、条例制定の趣旨を厳粛に宣言する必要があるときなどに置かれます。 ご指摘のとおり危機感を持った早急な肝属川の環境保全については市民一丸となつての取組が必要なこととあります。前文中にも同様な表現がありますが危機感が感じられないことのご指摘と思われます。ご指摘のことにつきましては、今後策定する環境基本計画の中で危機感を持った計画策定となるよう反映させたいと考えます。
2	国の環境基本計画の中で謳われていて、鹿屋市の条例に見当たらないのが「公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現」という文言です。第3条（基本理念）の中に入れて頂きたい	D	これまでの国の環境基本計画においては、環境基本法に定められた理念を実現するために「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4点を長期的な目標として設定しています。環境基本計画におけるその「参加」の内容は、公平な役割分担の下に相互に協力し環境保全に関する行動に参加する社会の実現であり、長期的目標として取り組まれております。

			<p>本市においても、第 3 条に定める基本理念を実現するため、今後策定される環境基本計画の中で「参加」を実現するための環境保全に向けた率先行動計画を定めたいと考えております。</p> <p>なお、本条例においても第 4 条から第 7 条に事業者をはじめとする責務について規定し、各主体が環境保全活動に協力協働してとりくまなければならないことを規定しております。</p>
3	<p>市は観光について深く考えていない。地域に対応するといっても、観光における公害と負担、反発を増やすことはあまり良いとは思えない。しかし、小さな市になってしまうと財源が無ければ国、県と考えるがいつまでも頼れない。自然と環境は、人間が守るべき感情の財産である。これを倫理、道徳、法律と学び楽しく実行することが基礎である。応用は困っている人に対応するのが、未来に見続けることであり、それは子供の笑顔を約束することである。</p>	E	<p>良好な環境を次の世代に引き継ぐためにも、市民一体となった取組が重要であると考えます。ご意見の趣旨を踏まえ今後策定予定の環境基本計画等で具体的に検討して参りたいと考えております。</p>